



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年4月12日金曜日 第1347号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示（2件）.....	499
医師の指定.....	499
医療機関の指定.....	500
指定医療機関の廃止の届出.....	500
指定医師の辞退の届出（2件）.....	500
指定医療機関の所在地の変更.....	501
土地改良区の定款変更の認可.....	501
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（3件）.....	501
町営土地改良事業の施行の同意.....	502
家畜人工授精師の免許証の交付.....	502
土地収用法に基づく事業の認定.....	502
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正.....	502
宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づく公告.....	502

道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	503
道路の供用開始（ " ）.....	503
道路の区域変更（県道宇和野村線）.....	503
道路の供用開始（ " ）.....	503
包括外部監査契約の締結.....	503

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	504
争議行為の通知の公表.....	504

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の名称の変更.....	504
------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第 805 号

次のとおり落札者を決定した。

平成14年4月12日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	落札の相手方を決定した手続き	入札公告日
市内LANシステム運用管理業務一式	愛媛県企画情報部 情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成14年3月28日	株式会社トゥワード 松山市三番町四丁目7番地10	35,700,000円	一般競争入札	平成14年2月12日

○愛媛県告示第 806 号

次のとおり落札者を決定した。

平成14年4月12日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	落札の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県情報スーパーハイウェイネットワークシステム運用管理・保守業務一式	愛媛県企画情報部 情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成14年3月28日	株式会社四国情報通信ネットワーク 高松市春日町1735番地3	131,040,000円	一般競争入札	平成14年2月12日

○愛媛県告示第 807 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成14年4月12日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	西条中央病院	木崎久喜	西条市朔日市804番地	平成14年4月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	愛媛大学医学部附属病院	久保信二	温泉郡重信町大字志津川	"

呼吸器機能障害	呼吸器科	国立療養所愛媛病院	中村 憲二	温泉郡重信町横河原366番地	〃
肢体不自由・呼吸器機能障害	内科	医療法人 今村 医院	小野 拓也	新居浜市七宝台町甲2375番地120	〃
心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	〃	済生会西条病院	井内 英人	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	〃
視覚障害	眼科	〃	藤村 貴志	〃	〃
心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内科	〃	吉野 到	〃	〃
肢体不自由・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	〃	日置 勝義	〃	〃
肢体不自由	整形外科	新居浜青洲病院	山崎 匡二郎	新居浜市土橋二丁目2番2号	〃
聴覚・平衡・音声・言語機能障害	耳鼻咽喉科	四国中央病院	佐藤 豪	川之江市市川之江町2233番地	〃
小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	〃	近石 寛	〃	〃
視覚障害	眼科	愛媛労災病院	遠藤 理恵	新居浜市南小松原町13番27号	〃

○愛媛県告示第 808 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第19条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成14年 4月12日

愛媛県知事 加戸 守行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
テイクえくび薬局	伊予郡松前町恵久美718-5		平成14年 4月1日
近見調剤薬局	今治市石井町四丁目6番		〃

○愛媛県告示第 809 号

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の 6 第 2 号の規定に基づき、次のとおり指定医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成14年 4月12日

愛媛県知事 加戸 守行

名 称	廃 止 年 月 日
メディコ 2 1 北条調剤薬局	平成13年 9月29日
平野きたむら薬局	平成13年 7月16日

○愛媛県告示第 810 号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 1 条の 2 第 2 項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成14年 4月12日

愛媛県知事 加戸 守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
視 覚 障 害	眼 科	十全総合病院	成 田 亜希子	新居浜市北新町 1 番 5 号	平成 13年 7月 1日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	愛媛労災病院	川 口 雅 裕	新居浜市南小松原町13番27号	平成 13年 8月 6日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内科・循環器科	豊岡台病院	長谷川 祐	伊予三島市豊岡町長田603-1	平成 13年 6月30日
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	愛媛大学医学部附属病院	小 林 泰 輔	温泉郡重信町志津川	平成 13年 7月 2日

○愛媛県告示第 811 号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 1 条の 2 第 2 項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成14年 4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由・心臓・呼吸器・小腸・じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	石川病院	高橋修	川之江市上分町732番地1	平成13年9月6日
〃	第一外科	愛媛大学医学部附属病院	河田直海	温泉郡重信町大字志津川	平成13年9月27日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	〃	福井啓二	〃	〃
〃	〃	公立周桑病院	萩原浩太郎	東予市壬生川131番地	平成13年10月1日
視 覚 障 害	眼科	四国中央病院	美馬彩	川之江市川之江町2233番地	〃
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	内科	〃	篠原明宏	〃	平成13年10月18日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	〃	愛媛労災病院	柴田達哉	新居浜市南小松原町13番27号	平成13年12月3日
視 覚 障 害	眼科	十全総合病院	坂根江美子	新居浜市北新町1番5号	平成14年1月4日
心臓・呼吸器・じん臓・小腸機能障害	内科	喜多医師会病院	稲月明	大洲市徳森字小鳥越2632-3	平成14年1月18日

○愛媛県告示第812号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第5条の9の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成14年4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
今治プリポート薬局	今治市鐘場一丁目3番13号	今治市石井町四丁目7番20号	平成13年12月21日
さくらい薬局	今治市桜井団地1-10-3	今治市松木376番地5	平成13年7月31日

○愛媛県告示第813号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市西長戸町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第814号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、温泉郡中島町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したため、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農道）・

中島地区）変更計画書の写し

- 縦覧期間
平成14年4月15日から5月15日まで
- 縦覧場所
中島町役場

○愛媛県告示第815号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、温泉郡中島町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したため、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水）・中島地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間

平成14年 4月15日から 5月15日まで
3 縦覧場所
中島町役場

○愛媛県告示第 816 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、温泉郡中島町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農地防災

）・中島地区）変更計画書の写し
2 縦覧期間
平成14年 4月15日から 5月15日まで
3 縦覧場所
中島町役場

○愛媛県告示第 817 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、波方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・波谷下地区）の施行に平成14年 4月 4日同意した。

平成14年 4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 818 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209 号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成14年 4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免 許 番 号	免 許 日 月 年	家 畜 の 種 類	免 許 格	本 籍 地	現 住 所	氏 名 生 年 月 日
第1757号	平成14年 4月12日	牛	家畜人工授精の業務	愛 媛 県	松山市北久米町631番地 2	村 越 俊 介 昭和56年 4月27日
第1758号	平成14年 4月12日	牛	家畜人工授精の業務	愛 媛 県	大洲市菅田町菅田甲2042番地 1	城 戸 利 郎 昭和54年 5月28日

○愛媛県告示第 819 号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成14年 4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 起業者の名称
土居町
2 事業の種類
土居町総合体育館建設事業
3 起業地
(1) 収用の部分
愛媛県宇摩郡土居町大字土居地内
(2) 使用の部分
なし
4 土地収用法第26条の 2 の規定に基づく図面の縦覧場所
土居町役場

愛媛県知事 加 戸 守 行

3 を次のように改める。
3 業務区域
松山市、伊予市、北条市、温泉郡重信町及び川内町並びに伊予郡松前町、砥部町、広田村、中山町及び双海町の全域

○愛媛県告示第 821 号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、愛媛県土木部道路都市局建築住宅課まで申し出られたい。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176 号）第67条第 1 項の規定によりその免許を取り消す。

平成14年 4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号又は名称	氏名又は代表者の氏名	免許番号	免許年月日
クボタハウジング株式会社	窪 田 耕 三	愛媛県知事 ⁽⁴⁾ 第3384号	平成 9年 5月19日

○愛媛県告示第 820 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第77条の22第 1 項の規定により指定確認検査機関の業務区域の増加を認可したので、建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定（平成12年 6月愛媛県告示第1013号）の一部を次のように改正する。

平成14年 4月12日

○愛媛県告示第 822 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	東宇和郡野村町大字高瀬2059番地先から 同大字2025番 1 地先まで	旧	メートル 4.4~10.0	キロメートル 0.227	
			新	13.0~29.0	0.227	

○愛媛県告示第 823 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	東宇和郡野村町大字高瀬2059番地先から 同大字2025番 1 地先まで	平成14年4月12日

○愛媛県告示第 824 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和野村線	東宇和郡宇和町大字明間568番 2 から 同大字1001番まで	旧	メートル 7.8~10.7	キロメートル 0.055	
			新	11.3~17.6	0.055	

○愛媛県告示第 825 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和野村線	東宇和郡宇和町大字明間568番 2 から 同大字1001番まで	平成14年4月12日

○愛媛県告示第 826 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252 条の36第 1 項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成14年4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

眞鍋 清

松山市歩行町二丁目 6 番地 3 201 号

- 2 包括外部監査契約の期間の始期

平成14年4月1日

- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法

- (1) 費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
(2) 費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算
払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年 3月29日	特定非営利活動法人 えひめNPOセンター	菊 池 修	松山市朝美二丁目3番21号	本法人は、特定非営利活動をはじめとする非営利の活動を行う団体に対して、その運営や活動に関する助言等、これらの団体が必要とする支援を行い、また非営利団体と行政、企業との連携をはかりつつ、行政、企業に対する提言をも行うことにより、市民社会の形成に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成14年 4月 1日あったので公表する。

平成14年 4月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成14年度賃金引き上げ・その他
- 2 日時 平成14年 4月15日正午から本問題が解決に至るまでの期間
- 3 場所 財団法人正光会今治病院
(今治市高市甲 786 - 13)
財団法人正光会宇和島病院
(宇和島市柿原1280番地)
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第3項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる病院として指定したもののうち、清和病院について、次のとおり名称の変更があった。

平成14年 4月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

区 分	名 称
変 更 前	清和病院
変 更 後	和ホスピタル